

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ③委託先名	(新規)	株式会社パソナ	事前	証明発行業務委託のため
令和4年4月1日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ④再委託の有無	(新規)	再委託しない	事前	証明発行業務委託のため
令和5年2月6日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 熊谷市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	同上	⑤本人又は同一の世帯に属する者からの請求による住民票の写し等交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号カードを用いたコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号通知書及び個人番号カード省令」という。))第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 番号利用法の別表第二に基づいて、熊谷市は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	⑤本人又は同一の世帯に属する者からの請求による住民票の写し等交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号カードを用いたコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付 ⑫サービス検索及び電子申請機能による届等の受領に関する事務(びったりサービス) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	(追加)	12.サービス検索・電子申請機能との連携 :サービス検索・電子申請機能で申請されたデータと連携する。	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	(新規)	サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	(新規)	1.【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2.【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他システムとの接続	(新規)	申請管理システム	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	(新規)	申請管理システム	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	(新規)	サービス検索・電子申請機能の申請データを取得し、既存住基システムに引き渡す機能	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他システムとの接続	(新規)	既存住民基本台帳システム	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(追加)	サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(追加)	サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	III リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去その他の措置の内容	(追加)	<サービス検索・電子申請機能における措置> 専用線であるLGWAN回線を用いているため、盗聴による情報漏えい等の防止のため特定個人情報を保有するサーバとの通信を暗号化している。	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和6年5月27日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)	番号利用法第9条第1項 別表第一の8の項	番号利用法第9条第1項 別表の9の項	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和6年5月27日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)	番号利用法第9条第1項 別表第一の8の項	番号利用法第9条第1項 別表の9の項	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和6年5月27日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)	番号利用法第9条第1項 別表第一の9の項	番号利用法第9条第1項 別表の10の項	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和6年5月27日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)	番号利用法第9条第1項 別表第一の10の項	番号利用法第9条第1項 別表の14の項	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和6年5月27日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)	番号利用法第9条第1項 別表第一の12の項	番号利用法第9条第1項 別表の21の項	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和6年5月27日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)	番号利用法第9条第1項 別表第一の14の項	番号利用法第9条第1項 別表の22の項	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和6年5月27日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)	番号利用法第9条第1項 別表第一の15の項	番号利用法第9条第1項 別表の23の項	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和6年5月27日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)	番号利用法第9条第1項 別表第一の16の項	番号利用法第9条第1項 別表の24の項	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和6年5月27日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)	番号利用法第9条第1項 別表第一の16の項	番号利用法第9条第1項 別表の24の項	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和6年5月27日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)	番号利用法第9条第1項 別表第一の16の項	番号利用法第9条第1項 別表の24の項	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和6年5月27日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)	番号利用法第9条第1項 別表第一の16の項	番号利用法第9条第1項 別表の24の項	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため

[illegible]

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	別表 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)	番号利用法第9条第1項 別表第一の68の項	番号利用法第9条第1項 別表の100の項	事後	根拠法にあわせて修正記載 する形式的変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)	番号利用法第9条第1項 別表第一の69の項	番号利用法第9条第1項 別表の104の項	事後	根拠法にあわせて修正記載 する形式的変更のため
令和6年5月27日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)	番号利用法第9条第1項 別表第一の83の項	番号利用法第9条第1項 別表の116の項	事後	根拠法にあわせて修正記載 する形式的変更のため
令和6年5月27日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)	番号利用法第9条第1項 別表第一の84の項	番号利用法第9条第1項 別表の117の項	事後	根拠法にあわせて修正記載 する形式的変更のため
令和6年5月27日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)	番号利用法第9条第1項 別表第一の94の項	番号利用法第9条第1項 別表の127の項	事後	根拠法にあわせて修正記載 する形式的変更のため
令和6年5月27日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)	番号利用法第9条第1項 別表第一の95の項	番号利用法第9条第1項 別表の128の項	事後	根拠法にあわせて修正記載 する形式的変更のため
令和6年5月27日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	根拠法にあわせて修正記載 する形式的変更のため
令和6年5月27日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法別表第二の工務省で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :(1条2号ハ、2条7号ロ・13号ハ・14号ハ・20号ハ・21号、3条8号ロ・11号ハ・14号ハ・21号、4条2号ハ、6条4号・9号ロ・10号ロ・18号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ホ・2号ホ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ハ・6号ロ、12条1号ハ・2号ロ・3号ロ・4号ハ・6号ロ・8号ハ、13条1号ロ・2号二、14条1号ハ・2号ハ・3号二16条2号、20条4号・9号ロ、22条1号二、22条の3 1号ロ・2号ロ・13号ロ、22条の4 1項1号・2号二 2項1号 3項1号・4項1号、23条2号ハ、24条3号、24条の2 1号イ・6号ロ・11号ハ・12号ハ、24条の3 2号、25条10号二・11号・12号、26条の3 1号ロ・2号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号二、28条1号ホ、31条1号ホ・2号二・5号ホ・6号ホ、31条の2の2 1号イ・7号ロ・12号ハ・13号ハ、31条の3 2号、32条1号ハ・2号ハ、33条5号、37条1号ロ・3号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・3号イ・6号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号二、44条の5 2号、45条2号、47条12号二・13号二・14号二・16号二・26号二・27号二・29号二・31号二・32号二・33号二・34号二・35号二・36号二・37号ハ・38号二・39号二・40号二・41号ハ・44号二・45号二・48号二、48条1号ロ、49条1号ロ、49条3号ロ、49条の2 2号、53条1号ワ、53条2号へ、53条3号ホ、53条5号ハ、54条2号イ、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条1号、57条1号、58条1号ハ・2号ハ、59条2号、59条2号、59条の2の2 1号ハ・7号ハ、59条の2の3 2号、59条の3 1号ホ・2号ホ・4号) ※番号利用法別表の30、102、105の項に係	・番号利用表第19条第8号に基づく主務省令(表における情報提供の根拠) :(3条1号ハ、4条10号ハ・17号二・18号二・24号二・25号ロ、5条11号ハ・18号二・19号二・25号ロ、7条3号、9条6号ロ・12号ハ・13号ハ・21号・22号ロ、13条1号ロ・2号二・3号ハ・4号ロ・5号ロ、15条1号ホ・2号ホ・4号、17条1号ハ・3号ハ・4号ハ・6号ロ、22条1号リ・2号チ・3号ロ・4号リ・6号チ・8号リ、30条1号ロ・3号二、39条1号二・2号二・3号二、41条3号、50条19号ロ、55号1号ト、59条1号ハ・2号ロ・18号ハ、60条1号ロ・2号ホ・2項1号ロ・2号ホ・3項1号ロ・2号ホ・4項1号ロ、2号ホ、61条2号ハ、65条3号、67条1号ロ・6号ハ・15号二・16号二、68条3号、71条10号ホ・11号・12号、75条1号ハ・2号ハ・3号ハ・4号ハ、77条1号ホ・2号二・3号二、78条1号チ、83条1号ト・2号へ・5号へ・6号ト、85条1号ロ・7号ハ・16号二・17号二、86条3号、88条1号ハ・2号ハ、89条4号、93条1号ト・3号へ、94条1号ホ、98条5号、108条1号ハ・3号ロ・6号ハ、110条3号ホ、112条1号ロ・2号ロ、114条1号ハ、117条1号ロ・5号ハ、120条2号、126条1号ト、131条3号、132条3号、134条12号二・13号二・14号二・16号二・26号二・27号二・29号二・31号二・32号二・33号二・34号二・35号二・36号二・37号二・38号二・39号二・40号二・41号ハ・44号二・45号二・48号二、138条1号、139条1号ハ・3号ハ、140条3号、143条1号リ・2号ト・4号へ・6号ハ、144条2号ロ、146条1号又・6号ホ・7号ロ・9号ハ・10号ロ・11号二、151条2号、152条2号、153条1号ハ・2号ハ、154条2号、157条1号ト・7号ト、158条3号、160条1号ホ・2号ホ・4号、162条2号、165条1号ト、166条3号ロ、167条2号ロ、168条2号ロ、)	事後	根拠法にあわせて修正記載 する形式的変更のため
令和6年5月27日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	番号利用法第19条第8条に基づく主務省令第2条の表に基づいて、熊谷市は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	根拠法にあわせて修正記載 する形式的変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去保管場所	<熊谷市における措置> ・サーバーは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバー室に設置している。 ・入退室管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、データセンターのサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<熊谷市における措置> ・サーバーは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバー室に設置している。 ・入退室管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、データセンターのサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	ガバメントクラウドの利用による変更
			<ガバメントクラウドにおける措置> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。		
	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去その他の措置の内容	◆物理的対策 <熊谷市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置された専用の部屋への入室はICカードと生体による2因子認証で管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置された部屋には監視カメラ等が設置されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置されたラックは施錠管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバは定期的に保守点検を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・特定個人情報を含む電子データを定期的に電子媒体に保存し、入退室管理された専用の保管場所に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	◆物理的対策 <熊谷市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置された専用の部屋への入室はICカードと生体による2因子認証で管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置された部屋には監視カメラ等が設置されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置されたラックは施錠管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバは定期的に保守点検を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・特定個人情報を含む電子データを定期的に電子媒体に保存し、入退室管理された専用の保管場所に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	事前	ガバメントクラウドの利用による変更
			<ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		▼技術的対策 ＜熊谷市における措置＞ ・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 ・使用されていないポートを閉鎖している。 ・情報漏えい等の防止のため、特定個人情報を保有するサーバをインターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・盗聴による情報漏えい等の防止のため特定個人情報を保有するサーバとの通信を暗号化している。 ・内部の部品が2重化された高可用性の外部記憶装置(ストレージ)に特定個人情報を保存することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	▼技術的対策 ＜熊谷市における措置＞ ・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 ・使用されていないポートを閉鎖している。 ・情報漏えい等の防止のため、特定個人情報を保有するサーバをインターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・盗聴による情報漏えい等の防止のため特定個人情報を保有するサーバとの通信を暗号化している。 ・内部の部品が2重化された高可用性の外部記憶装置(ストレージ)に特定個人情報を保存することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。		
		＜サービス検索・電子申請機能における措置＞	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビリティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		
	Ⅲ リスク対策 10. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	ガバメントクラウドの利用による変更
			＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	別表 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 提供先一覧)	番号利用法第19条第8号 別表第二	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表	事後	根拠法にあわせて修正記載 する形式的変更のため